

○美容師法施行細則

昭和三十四年八月十八日

福岡県規則第四十三号

美容師法施行細則を制定し、ここに公布する。

美容師法施行細則

(趣旨)

第一条 この規則は、美容師法（昭和三十二年法律第百六十三号。以下「法」という。）並びにこれに基づく命令及び条例の実施について必要な事項を定めるものとする。

(平一〇規則三〇・平一五規則一六・一部改正)

(収支決算等の届出)

第二条 法第四条第三項に規定する指定を受けた美容師養成施設の設立者が、美容師養成施設指定規則（平成十年厚生省令第八号。以下「指定規則」という。）第八条の規定により収支決算等を届け出るときは、収支決算等届出書（様式第一号）によるものとする。

(平一〇規則三〇・全改、平二三規則七・一部改正)

(入所及び卒業の届出)

第三条 前条の設立者が、指定規則第九条の規定により入所者の数及び卒業者の数を届け出るときは、入所等届出書（様式第二号）によるものとする。

(平一〇規則三〇・全改、平二三規則七・一部改正)

(開設の届出等)

第四条 法第十一条第一項の規定により美容所の開設を届け出るときは、次に掲げる事項を記載した美容所開設届（様式第三号）によるものとする。

一 美容師法施行規則（平成十年厚生省令第七号。以下「施行規則」という。）第十九条第一項各号に規定する事項

二 福岡県理容師法・美容師法施行条例（平成十一年福岡県条例第四十六号。以下「条例」という。）第六条第四号ただし書に該当する場合は、その旨

2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、法第十二条の規定による確認をしたときは、検査確認済証（様式第四号）を交付するものとする。

(昭五四規則一九・全改、昭六一規則二六の二・旧第十七条繰上、平九規則六五・一部改正、平一〇規則三〇・旧第十六条繰上・一部改正、平一二規則一一五・旧第七条繰上・一部改正、平一四規則六〇・一部改正、平一五規則一六・旧第五条繰上・一部改正、平二一規則三九・平二三規則七・一部改正)

(届出事項の変更等の届出)

第五条 法第十一条第二項の規定による届出は、届出事項の変更にあつては美容所開設届記載事項変更届(様式第五号。管理美容師又は従業者の変更にあつては、様式第六号。)、美容所廃止の届出にあつては美容所廃止届(様式第七号)を、届出事由が発生した日から十日以内に保健福祉環境事務所長又は保健福祉事務所長(以下「保健福祉環境事務所長等」という。)に提出して行うものとする。

(平一〇規則三〇・追加、平一二規則一一五・旧第八条繰上・一部改正、平一四規則六〇・一部改正、平一五規則一六・旧第六条繰上・一部改正、平二一規則三九・一部改正)

(地位の承継の届出等)

第六条 法第十二条の二第二項の規定により開設者の地位を承継した旨を届け出るときは、美容所開設者地位承継届出書(様式第八号、様式第九号、様式第十号又は様式第十一号)を保健福祉環境事務所長等に提出して行うものとする。

2 施行規則第二十一条第二項第二号の規定により前項の届出書に添付する同意書は、様式第十二号によるものとする。

(平八規則六〇・追加、平一〇規則三〇・旧第十八条繰上・一部改正、平一二規則一一五・旧第九条繰上・一部改正、平一三規則四八・平一四規則六〇・一部改正、平一五規則一六・旧第七条繰上・一部改正、平二一規則三九・平二三規則七・令五規則四五・一部改正)

(出張業務の承認の申請等)

第七条 条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を得ようとするときは、出張業務承認申請書(様式第十三号)を保健福祉環境事務所長等に提出しなければならない。

2 保健福祉環境事務所長及び保健福祉事務所長は、条例第七条において準用する条例第四条第三号の承認を行ったときは、出張業務承認書(様式第十四号)を交付するものとする。

(平一五規則一六・追加、平二一規則三九・平二三規則七・平二四規則一二・令五規則四五・一部改正)

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に理容師美容師法施行細則(昭和二十六年福岡県規則第六十九号)により美容所を開設している者は、この規則の相当規定により、美容所を開設し、美容所開設検査確認済証の交付を受けたものとみなす。ただし、法第十三条に規定する措置を講

じていない美容所は、この規則施行の日から六月以内に、その措置を講じなければならない。

附 則（昭和三五年規則第六七号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 この規則施行の際、現に存する旧様式による用紙中第十三号様式による用紙については、なお、当分の間使用することができる。

附 則（昭和三六年規則第六七号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和三八年規則第一四号）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則施行の際、現に美容所を開設し、美容所開設検査確認済証の交付を受けている者で、第十八条の改正規定に係る部分の措置を講じていない美容所は、この規則施行の日から一年以内にその措置を講じなければならない。

附 則（昭和三十四年規則第一九号）

この規則は、昭和三十四年四月一日から施行する。

附 則（昭和三十六年規則第二六号の二）抄

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

3 理容師法施行令等の一部を改正する政令第三条の規定による改正前の美容師法施行令第二条第一項の規定による美容師試験の学科試験又は実地試験に合格した者については、第二条の規定による改正前の美容師法施行細則第十条及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成七年規則第三二号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成八年規則第六〇号）

この規則は、平成八年十二月二十六日から施行する。

附 則（平成九年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成九年規則第六五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則（平成一〇年規則第三〇号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成十二年三月三十一日以前に行われる理容師試験及び美容師試験については、この規則の施行後も、なお従前の例による。
- 3 理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）附則第四条第一項に規定する実地習練については、この規則の施行後も、なお従前の例による。
- 4 理容師法施行令等の一部を改正する政令（昭和六十年政令第二百九十六号）附則第二条及び第三条に規定する者並びに理容師法及び美容師法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成九年政令第三百二十一号）附則第二条第一項及び第三条第一項に規定する者の合格証書及び合格証明書については、この規則による改正前の理容師法施行細則第十条、第十一条及び第二十条の規定並びに美容師法施行細則第十条、第十一条及び第二十条の規定は、平成十二年三月三十一日での間は、なおその効力を有する。

附 則（平成一二年規則第一一五号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一三年規則第四八号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成一四年規則第六〇号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十四年九月一日から施行する。

附 則（平成一五年規則第一六号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二一年規則第三九号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年十月一日から施行する。

附 則 (平成二三年規則第七号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にある旧書式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (平成二四年規則第一二号)

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二四年規則第五七号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二八年規則第三五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (令和二年規則第六八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

附 則 (令和三年規則第二六号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和五年規則第四五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和五年十二月十三日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現にある旧様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用

することができる。

様式第1号(第2条関係)

収支決算等届出書

年 月 日

福岡県知事 殿

指定養成施設 名称
所在地
設 立 者 住 所
氏 名
〔主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名〕

美容師養成施設指定規則第8条の規定により当指定養成施設の収支決算等を下記のとおり届け出ます。

記

1 前年の4月1日からその年の3月31日までの収支決算の細目

収入の部

収 入 費 目	予 算 額	決 算 額	差引過(△)不足	摘 要

支出の部

支 出 費 目	予 算 額	決 算 額	差引過(△)不足	摘 要

2 その年の4月1日から翌年の3月31日までの収支予算の細目

収入の部

収 入 費 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減	算出の基礎

支出の部

支 出 費 目	本年度予算額	前年度予算額	差引増(△)減	算出の基礎

様式第2号(第3条関係)

入 所 等 届 出 書

年 月 日

福岡県知事 殿

指定養成施設 名称
所在地
設 立 者 住 所
氏 名
(主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

下記のとおり生徒の入所等がありましたので、美容師養成施設指定規則第9条の規定により届け出ます。

記

養 成 課 程	入 所 者 数(人)	卒 業 者 数(人)
昼 間 課 程		
夜 間 課 程		
通 信 課 程		
入 所(卒 業)年 月 日	年 月 日	年 月 日

様式第3号(第4条関係)

(表)

福岡県 保健福祉(健康)事務課長 殿		業 容 所		開 設 基		年 月 日	
開設者住所(法人にあっては、その所在地)				TEL		ふりがな 氏名(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名)	
営業所の所在地				TEL		営業所の名称	
管	ふりがな	生 年 月 日	管 理 美 容 師 登 録 証		直営開設する理容所の開設予定年月日	直営開設する理容所の名称	
	氏 名		記 号 番 号	取 得 年 月 日			
理	住 所				営業所付社見取図		
	ふりがな						
者	氏 名						
	住 所						
者	ふりがな						
	氏 名						
者	住 所				<input type="checkbox"/> 条例第3条第4号ただし書に該当する施設 (営業形態:)		
	ふりがな						
者	氏 名						
	住 所						

様式第4号(第4条関係)

第 号

美容所開設検査確認済証

名称

所在地

開設者氏名(名称及び代表者の氏名)

年 月 日付届出のあった上記美容所の開設については、検査の結果その構造設備が美容師法第13条の措置を講ずるに適することを確認したことを証する。

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長



様式第5号(第5条関係)

美容所開設届記載事項変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

住 所

氏 名

(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり、美容所開設届記載事項に変更がありましたので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

営業所の名称	電話番号	
営業所の所在地		
変 更 内 容	新	旧
変 更 年 月 日	年 月 日	

添付書類

構造設備の変更については、変更前及び変更後の平面図

様式第6号(第5条関係)

美容所開設届記載事項変更届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

住 所

氏 名

〔法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり、(管理美容師・美容師・その他従業者)に変更がありましたので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

営業所の名称	電話番号		
営業所の所在地			
管理美容師の設置又は 変更	新		旧
	氏名	資格取得 年 月 日 第 号	氏名
従業者氏名	雇入年月日	免許登録年月日及び 免許番号	解雇年月日
	年 月 日	年 月 日 第 号	年 月 日
	年 月 日	年 月 日 第 号	年 月 日
	年 月 日	年 月 日 第 号	年 月 日
	年 月 日	年 月 日 第 号	年 月 日
	年 月 日	年 月 日 第 号	年 月 日
美容師法施行規則第19 条第1項第6号に規定す る事項の変更			

添付書類 1 医師の診断書

(1) 従業者の新たな使用に係るものであるとき

(2) 美容師法施行規則第19条第1項第6号に規定する事項の変更があるとき

2 管理美容師については、資格を証する書類(写)

提示書類 美容師の新たな使用に係るものであるときは、その者の免許証

様式第7号(第5条関係)

美 容 所 廃 止 届

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

〔法人にあつては、その名称、
所在地及び代表者の氏名〕

次のとおり、美容所を廃止したので、美容師法第11条第2項の規定により届け出ます。

営業所の名称	電話番号
営業所の所在地	
廃止年月日	年 月 日

様式第8号(第6条関係)

美容所開設者地位承継届出書(相続の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住 所

氏 名

年 月 日生

被相続人との続柄()

相続により開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 被相続人の氏 名
住 所

2 相続開始の年月日 年 月 日

3 美容所の名称
所在地

添付書類

- 1 戸籍謄本又は法定相続情報一覧図の写し
- 2 相続人が二人以上ある場合は、その全員の同意書(様式第11号)

様式第9号(第6条関係)

美容所開設者地位承継届出書(合併の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称

事務所所在地

代表者の氏名

合併により開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 合併により消滅した法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 合併の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

所在地

添付書類

合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記簿謄本

様式第10号(第6条関係)

美容所開設者地位承継届出書(分割の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者の名称

事務所所在地

代表者の氏名

分割により開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

1 分割前の法人の名称

事務所所在地

代表者の氏名

2 分割の年月日 年 月 日

3 美容所の名称

所在地

添付書類

分割により営業を承継した法人の登記簿謄本

様式第11号(第6条関係)

美容所開設者地位承継届出書(譲渡の場合)

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

届出者 住所

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号

(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

譲渡により開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により関係書類を添えて、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 営業を譲渡した者(譲渡人)の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
譲渡人の住所
(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
譲渡人の氏名
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
- 2 譲渡の年月日 年 月 日
- 3 美容所の名称及び所在地
美容所の名称
美容所の所在地
美容所の届出番号
- 4 添付書類
(1) 営業の譲渡が行われたことを証する書類
(2) 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し(住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。)

様式第12号(第6条関係)

美容所開設者地位承継同意書

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長 殿

同意者 住 所
氏 名

(記名押印又は署名)

次のとおり、美容所開設者の地位の承継に同意します。

1 被相続人

住 所
氏 名

2 美容所開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者

住 所
氏 名

様式第13号(第7条関係)

出張業務承認申請書

年 月 日

殿

住 所
氏 名
(記名押印又は署名)
電話番号

下記のとおり美容所以外の場所において業を行いたいのので、美容師法施行細則第7条第1項の規定により申請します。

記

1 業務を行う期間

年 月 日～ 年 月 日(日間)

2 業務を行う場所

3 業を行う美容師

(1) 氏 名

(2) 住 所

(3) 免許証番号

※多人数の場合は一覧表 他 名

4 理 由

様式第14号(第7条関係)

第 号

出張業務承認書

住 所

氏 名

年 月 日付けで申請のあった出張業務については、下記により承認します。

記

1 業務を行う期間

年 月 日～ 年 月 日(日間)

2 業務を行う場所

3 業を行う美容師

_____ 他 名

4 条件

年 月 日

福岡県 保健福祉(環境)事務所長(知事) 印